

ミシュラン対リーチリン訴訟事件

—侵害標識を巡る民事手続と権利確定手続の連携に関する問題—

「ミシュランガイド」は、2016年より中国大陸における飲食店の評価を開始し、その最初の対象都市は上海であった。その後、約10年にわたる発展を経て、現在では5都市および2省にまで拡大している。具体的には、上海、広州、北京、成都、杭州の各都市に加え、福建省（廈門、福州、泉州）および江蘇省（南京、蘇州、揚州）である。

ミシュランガイドの普及に伴い、いわゆる有名ブランドへの便乗による権利侵害行為は、当初の「ミシュラン（米其林）」という表示を完全に複製する形態から始まり、その後、発音は同一であるが文字表記を異にする「米其琳」「米奇淋」等の使用へと発展し、さらには、頭文字の発音や外観も異なる「礼其林」といった表示の使用にまで及ぶに至っている。

一、事案の概要

被告である城闕区天水南路の礼其林レストランは、2019年7月に中国甘肃省蘭州市で設立された飲食店である。同レストランは、登記上の事業主体名称において「礼其林」の文字を使用しているのみならず、実店舗およびオンライン店舗の複数箇所においても、「礼其林」および「LEECHELIN」の表示を使用していた。また、同レストランの経営者は、店舗設立と同時に、第43類を指定して「礼其林」の商標出願を行っていた。

2020年5月、ミシュラン社は、「礼其林」商標に対して異議申立てを行った。



2021年1月、ミシュラン社は、蘭州市中級人民法院に提訴し、商品「ガイドブック」において登録した「米其林」および「MICHELIN」商標の商標権侵害および不正競争を理由に、著名商標の類似商品・役務を超えた、保護を求めた。

2021年5月、蘭州市中級人民法院は一審判決を言い渡し、「米其林」および「MICHELIN」を著名商標として認定した上で、「LEECHELIN」は「MICHELIN」と類似し、「礼其林 LEECHELIN」は「米其林 MICHELIN」と類似すると認定した。英字表示および中英結合表示についてはいずれも商標権侵害が成立すると判断した一方、中国語表示である「礼其林」に限っては「米其林」と類似しないとして商標権侵害を否定し、また、「礼其林」を商号とする行為についても不正競争には該当しないと判断し、被告に対し、4万元の損害賠償を命じた。ミシュラン社はこの一審判決を不服として、直ちに甘肃省高級人民法院に控訴した。

2021年6月、前記異議申立事件において、国家知識産権局は、「礼其林」と「米其林」は語頭の文字が異なり、文字構成および称呼において一定の差異が存在するとして、当該商標について登録を認める裁定を下した。

2021年10月、ミシュラン社はさらに商標無効審判を請求し、2022年7月に裁定を得た。国家知識産権局は、「礼其林」と「米其林」は文字構成、称呼および外観等の点において近似しており、さらに「米其林」の高い知名度を考慮すると、両商標が併存することは関連公衆に役務の出所について混同および誤認を生じさせるおそれがあるとして、当該商標を無効と宣告した。

2022年12月、甘肃省高級人民法院は、前記民事事件について二審判決を言い渡し、「礼其林」は「米其林」と類似し、かつ「MICHELIN」に対する模倣および翻訳に該当すると認定した上で、被告の行為は商標権侵害を構成すると判断した。また、「礼其林」を商号とする企業名称の使用行為についても不正競争に該当すると認定し、損害賠償額を8万元に増額した。

以上の裁決はいずれも既に確定しており、本件においては万慧達知識産権がミシュラン社を代理した。

「札其林」商標を巡る行政事件及び民事事件の経過



二、コメント

本件は、行政による権利確定手続と民事による侵害救済手続が並行して進行した典型的な事例である。侵害商標が出願されかつ使用されている場合、権利者は具体的にどのように対応すべきか判断に迷うことは少なくない。商標の権利確定手続のみを進める場合、侵害行為が1~2年あるいはそれ以上にわたり放置されることを余儀なくされる。一方、両手続を同時に進める場合は、二つの手続間の相互影響を考慮する必要がある。

実務上、民事事件を審理するほとんどの人民法院は、商標異議申立ての結果を待たずに判断を下す。しかし、商標が登録された場合、人民法院はより慎重に審理を行うことが多く、一部の人民法院は、権利確定事件の判断との齟齬を避けるため、商標無効審判の結果を待つ傾向がある。

権利者は、商標出願および商標使用を発見したタイミングに応じて、以下のような異なる対応戦略を選択することが可能である：

(一) 商標出願と同時に商標使用を発見した場合

商標確定手続の一般的な期間、侵害地を管轄する人民法院の審理速度および保護の強度を考慮し、商標異議申立てと同時に民事訴訟を提起するかどうかを判断する。

(二) 商標異議申立ての結果が不利であることが判明し、商標使用を発見した場合

筆者の経験では、商標無効審判手続において有利な結果を得た後に民事訴訟を提起する方がより安全である。

(三) 商標使用を発見した時点で商標がすでに登録されている場合

商標無効審判手続の期間・成功率、侵害の重大性などを総合的に考慮し、まず商標

無効審判を請求するか、あるいは民事訴訟を提起するかを決定する。ただし、権利商標が被訴商標の出願前にすでに著名となっており、侵害規模が急速に拡大している場合には、商標無効審判と民事侵害救済手続を同時に推進することも検討可能である。

作者：杜彬彬

@万慧達知識產權 2025